

# 諸報告資料

(令和7年門真市教育委員会第4回定例会)

門真市教育委員会



令和7年度門真市一般会計当初予算

(歳入)

(単位：千円)

区 分	令和7年度 A	構成比%	令和6年度 B	構成比%	増減額(A-B) C	増減率C/B %
1 市税	20,292,699	23.8	18,811,224	25.3	1,481,475	7.9
2 地方譲与税	181,614	0.2	199,263	0.3	△ 17,649	△ 8.9
3 利子割交付金	46,403	0.1	11,828	0.0	34,575	292.3
4 配当割交付金	154,885	0.2	103,346	0.2	51,539	49.9
5 株式等譲渡所得交付金	351,401	0.4	88,967	0.1	262,434	295.0
6 法人事業税交付金	548,745	0.6	486,490	0.7	62,255	12.8
7 地方消費税交付金	3,085,164	3.6	2,972,346	4.1	112,818	3.8
8 環境性能割交付金	55,186	0.1	66,770	0.1	△ 11,584	△ 17.3
9 地方特例交付金	99,913	0.1	534,775	0.8	△ 434,862	△ 81.3
10 地方交付税	6,902,838	8.1	8,352,385	11.3	△ 1,449,547	△ 17.4
11 交通安全対策特別交付金	13,044	0.0	13,137	0.0	△ 93	△ 0.7
12 分担金及び負担金	199,499	0.2	56,983	0.1	142,516	250.1
13 使用料及び手数料	1,452,628	1.7	1,377,097	1.9	75,531	5.5
14 国庫支出金	22,914,813	26.9	21,548,981	28.0	1,365,832	6.3
15 府支出金	5,888,060	6.9	5,289,616	7.1	598,444	11.3
16 財産収入	90,013	0.1	78,432	0.1	11,581	14.8
17 寄附金	2,011,627	2.4	2,011,290	2.8	337	0.0
18 繰入金	4,926,618	5.8	3,081,919	4.2	1,844,699	59.9
19 諸収入	539,550	0.6	531,737	0.7	7,813	1.5
20 市債	15,504,300	18.2	9,007,414	12.2	6,496,886	72.1
歳入合計	85,259,000	100.0	74,624,000	100.0	10,635,000	14.3

(歳出)

(単位：千円)

区 分	令和7年度 A	構成比%	令和6年度 B	構成比%	増減額(A-B) C	増減率C/B %
1 議会費	380,264	0.4	382,121	0.4	△ 1,857	△ 0.5
2 総務費	8,672,433	10.2	7,632,374	10.0	1,040,059	13.6
3 民生費	35,583,780	41.7	32,613,426	45.0	2,970,354	9.1
4 衛生費	3,748,620	4.4	3,932,951	5.2	△ 184,331	△ 4.7
5 農林水産業費	33,456	0.0	36,334	0.0	△ 2,878	△ 7.9
6 商工費	218,134	0.3	222,737	0.3	△ 4,603	△ 2.1
7 土木費	10,038,600	11.8	14,122,704	18.5	△ 4,084,104	△ 28.9
8 消防費	1,989,945	2.3	1,837,871	2.4	152,074	8.3
9 教育費	19,211,874	22.5	8,724,339	11.4	10,487,535	120.2
10 災害復興費	9	0.0	9	0.0	0	0.0
11 公債費	5,331,885	6.3	5,069,134	6.7	262,751	5.2
12 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳出合計	85,259,000	100.0	74,624,000	100.0	10,635,000	14.3

## 令和7年度 教育費当初予算の概要

(歳出)

(単位：千円)

項	目	令和7年度	令和6年度	増減額	概 要
1 項	教育総務費	10,106,719	4,186,756	5,919,963	
	(1) 教育委員会費	6,464	6,464	0	・ 委員会定例会等事務 6,464
	(2) 事務局費	9,577,589	3,673,457	5,904,132	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育推進事業 206</li> <li>・ 教育振興基本計画策定事業 5,248</li> <li>・ 学校適正配置推進事業 8,021,349</li> <li>・ 教育のICT環境整備事業 176,923</li> <li>・ 学校施設営繕事業 468</li> <li>・ GIGAスクール構想推進事業 748,156</li> <li>・ 病休代替アルバイト配置業務 20,278</li> <li>・ 職員労働安全衛生事業 121</li> <li>・ いじめ防止対策事業 247</li> </ul>
	(3) 教育振興費	509,157	491,061	18,096	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学援助事業 200,683</li> <li>・ 教職員研修事業 510</li> <li>・ きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 46,293</li> <li>・ 特別支援教育推進事業 101,895</li> <li>・ 学校図書館司書配置事業 23,123</li> <li>・ 教育課程事業 39,950</li> <li>・ 学力向上事業 8,663</li> <li>・ 医療的ケア児に対する看護師配置事業 9,868</li> <li>・ 四中校区ブランディング事業 691</li> <li>・ 探究的な学び推進事業 2,361</li> <li>・ 学校運営協議会（コミュニティスクール）設置推進事業 784</li> <li>・ 部活動地域移行検討事業 16,922</li> <li>・ 「チーム学校」支援体制充実事業 44,417</li> <li>・ 教職員の健康障害防止対策事業 748</li> <li>・ 就学事業 143</li> <li>・ 関係組織運営・補助事務 3,749</li> </ul>
	(4) 人権教育推進費	7,957	7,771	186	・ 人権教育推進支援事業 7,957
	(5) 教育センター費	5,552	8,003	△ 2,451	・ 教職員研修事業 5,552

項	目	令和7年度	令和6年度	増減額	概 要
2項	小学校費	846,490	822,820	23,670	
	(1) 学校管理費	846,490	822,820	23,670	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校安全推進事業 31,293</li> <li>・学校保健事業 15,776</li> <li>・小学校施設整備事業 179,062</li> <li>・学校施設営繕事業 73,817</li> <li>・給食運営事業 80,376</li> <li>・水泳授業民間活力導入検討事業 30,585</li> <li>・学校予算配当事業 207,292</li> <li>・学校災害給付事業 5,398</li> <li>・教職員健康診断・検査健診委託事業 4,857</li> </ul>
3項	中学校費	384,583	470,289	△ 85,706	
	(1) 学校管理費	321,156	406,862	△ 85,706	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健事業 8,528</li> <li>・中学校施設整備事業 21,690</li> <li>・学校施設営繕事業 62,785</li> <li>・給食運営事業 6,615</li> <li>・水泳授業民間活力導入検討事業 8,635</li> <li>・学校予算配当事業 128,660</li> <li>・学校災害給付事業 35,172</li> <li>・教職員健康診断・検査健診委託事業 3,340</li> </ul>
	(2) 学校建設費	63,427	63,427	0	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金 63,427
4項	幼稚園費	0	61,926	△ 61,926	
	△ 幼稚園管理費	0	61,926	△ 61,926	・公立幼稚園運営事業
5項	社会教育費	11,115	9,657	1,458	
	(1) 社会教育総務費	352	335	17	・学校施設開放事業等 352
	(2) 青少年費	10,763	9,322	1,441	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成団体等支援事業 1,201</li> <li>・二十歳のつどい事業 1,321</li> <li>・めざせ世界へはばたけ事業 6,271</li> <li>・地域学校協働本部事業 1,970</li> </ul>
6項	保健体育費	848,390	709,101	139,289	
	(1) 保健体育総務費	848,390	709,101	139,289	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健事業 2,726</li> <li>・給食運営事業 806,725</li> <li>・学校体育施設開放事業 3,794</li> </ul>
	合 計	12,197,297	6,260,549	5,936,748	

## 門真市学校給食費等の管理に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年門真市条例第34号。以下「条例」という。）第4条第3項、第7条第2項及び第8条の規定に基づき、学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(学校給食費の額)

**第3条** 条例第4条第2項の規定により徴収する学校給食費の額は、次の各号に掲げる児童又は生徒の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校の第1学年及び第2学年の児童 1人につき1食当たり275円
- (2) 小学校の第3学年から第6学年までの児童 1人につき1食当たり280円
- (3) 中学校の生徒 1人につき1食当たり340円

2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童又は生徒のうち食材に関して特別の配慮が必要であると市長が認める者に係る学校給食費の額は、同項に定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。

(学校給食費の納付)

**第4条** 学校給食費を納付すべき者（以下「納付義務者」という。）は、各月ごとに前条第1項又は第2項に定める額に、当該月において学校給食を実施する日数（学校給食を実施しない日のうち食材費等が発生する日を含む。）を乗じて得た額を、市長が別に定める方法により当該月分として納付しなければならない。

(学校給食費の減額)

**第5条** 市長は、条例第4条第2項の規定により保護者から学校給食費を徴収する児童又は生徒が病気、事故その他の事由により連続して5日以上欠席するときは、別に定める期間において当該児童又は生徒に係る納付すべき学校給食費の額を減額することができる。

2 前項の規定による学校給食費の減額を受けようとする者は、門真市学校給食費減額届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(学校給食費の納期限)

**第6条** 条例第5条の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日以後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日以外の日）とする。

- (1) 1月分、2月分、5月分から7月分まで及び9月分から12月分まで 翌月の20日
- (2) 3月分 当月の20日
- (3) 4月分及び8月分 翌々月の20日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、転学その他の特別の事由により同項の規定による納期限により難いと認めるときは、納期限を別に定めることができる。

(学校給食費の督促)

**第7条** 市長は、納付義務者が前条に規定する納期限までに学校給食費を納付しないときは、当該納期限後40日以内に、期限を指定してこれを督促するものとする。

2 市長は、前項の規定による督促をするときは、納付義務者に対し、別に定める督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日（日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日以後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日以外の日）とする。

(教職員等による給食の申込み)

**第8条** 教職員等は、給食を受けようとするときは、門真市教職員等給食申込書（様式第2号）により市長に申し込まなければならない。

(教職員等給食費の額)

**第9条** 条例第7条第1項の規定により徴収する教職員等給食費の額は、次の各号に掲げる教職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校において給食を受ける教職員等 1人につき1食当たり280円
- (2) 中学校において給食を受ける教職員等 1人につき1食当たり340円

2 前項の規定にかかわらず、給食を受ける教職員等のうち食材に関して特別の配慮が必要であると市長が認める者に係る教職員等給食費の額は、同項に定める額の範囲内で市長が別に定める。

(教職員等給食費の減額)

**第10条** 市長は、教職員等が病気、事故その他の事由により連続して5日以上勤務しないときは、別に定める期間において当該教職員等に係る納付すべき教職員等給食費の額を減額することができる。

2 前項の規定による教職員等給食費の減額を受けようとする者は、門真市教職員等給食費減額届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（準用）

**第11条** 第4条、第6条及び第7条の規定は、教職員等給食費について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	学校給食費の	教職員等給食費の
	学校給食費を納付すべき者（以下「納付義務者」という。）	教職員等
	前条第1項又は第2項	第9条第1項又は第2項
	学校給食を実施する	給食を提供する
	学校給食を実施しない	給食を提供しない
第6条の見出し	学校給食費	教職員等給食費
第6条第1項	条例第5条	条例第7条第3項において読み替えて準用する条例第5条
第6条第2項	転学	転任
第7条の見出し	学校給食費	教職員等給食費
第7条第1項	納付義務者	教職員等
	学校給食費	教職員等給食費
第7条第2項	納付義務者	教職員等

（細目）

**第12条** この規則に定めるもののほか、学校給食費等の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

届出者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

所属学校 \_\_\_\_\_

学年組 \_\_\_\_\_

児童・生徒の氏名 \_\_\_\_\_

児童・生徒との関係 \_\_\_\_\_

門真市学校給食費減額届出書

学校給食費の減額を受けたいので、門真市学校給食費等の管理に関する規則第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出理由

- 病気又は事故により連続して5日以上欠席するため、学校給食の全部停止に伴う減額届出
- その他の理由（ \_\_\_\_\_ ）

対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

減額が可能となる日 届出書が提出された日の属する週の翌々週の月曜日から

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

門真市教職員等給食申込書

給食を受けたいので、門真市学校給食費等の管理に関する規則第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

申込者	勤務先	門真市立
	職員番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	

以下の内容について承知しました。

- 本申込書は、提出日から勤務先の学校に在籍する期間中有効となること。
- 教職員等給食費を滞納した場合は、門真市学校給食費等の管理に関する規則第7条の規定により、支払督促等の法的措置をとることがあること。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

届出者

勤務先 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

門真市教職員等給食費減額届出書

教職員等給食費の減額を受けたいので、門真市学校給食費等の管理に関する規則第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出理由

- 病気又は事故により連続して5日以上勤務しないため、給食の全部停止に伴う減額届出
- その他の理由（ \_\_\_\_\_ ）

対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

減額が可能となる日 届出書が提出された日の属する週の翌々週の月曜日から